

令和2年第3回  
利根町議会定例会会議録 第3号

令和2年9月4日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
福 祉 課	長	蜂谷忠義君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	中村寛之君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
指 導 室	長	池田恭君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津政男
書 記	荒井裕二

## 1. 議事日程

---

**議 事 日 程 第 3 号**

令和2年9月4日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時10分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告者，3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） おはようございます。5番通告，片山 啓でございます。

昨今，またコロナ禍で，皆さんも大変苦しい生活を送っていることと察し申し上げます。

また，今年も台風のシーズンがやってまいりました。現在，10号が日本に近づいていると。これがまた非常に大きな台風だと。過去に例がないような災害になるんじゃないかと心配されております。日曜日，月曜日，九州地方を中心として西日本には大変被害が大きな影響が出るような台風だと聞いております。災害は，いつ来るか分からない。また，昨今は過去に例のないような災害が，毎年毎年，繰り返し繰り返し起こっております。その中で，今日も防災関係を中心に質問させていただきます。

9月1日が防災の日ということで，各地区の自治体は防災訓練を行っております。水戸

市でも行ったそうです。その中で、水戸市としては、今後の方針として、緊急時には防災サイレンで住民に知らせるといふ新聞記事が出ておりました。利根町も、私が質問したときに、そういうふうな対策を考えるといいかもしれませんが、これは新聞記事では取り上げてもらっていません。町の情報発信というのは非常に大事なことだと思いますが、水戸市がやるといえば新聞が載せる、利根町では取り上げてくれない。今後のマスコミ関係に対する情報発信の仕方、その他も、町としても、これから丁寧に考えていっていただきたいなと思います。

それでは、通告したとおりの順番で質問させていただきます。

利根町の地震計は庁舎に設置してあり、また、この所有者は町長だとなっておりますが、この地震計の数値、震度は近隣の市町村に比べて低い値といつもなっております。そして、マスコミで発表されるこの利根町の震度については、いつも遅いと。近隣市町村はすぐ出るのに、利根町はなかなか出てこないという状況です。

現在、利根町の防災関係では、震度5弱については各地区とも対策本部をつくったりするようになっておりますが、近隣は5弱であっても利根町は4だという数字になった場合、町としてはどの数値をもって避難指示だとか避難勧告を出したり、また、対策本部をつくったりするのか、お伺いいたします。

後の質問については自席でさせていただきます。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、片山議員の御質問にお答えします。

まず、災害支援の話ですが、町の震度計が近隣自治体より低い数値となっていることに關しましてでございますが、以前、町でも水戸気象台へ相談に伺った経緯がございます。水戸地方気象台の見解では、利根町の計測震度は0.2から0.4ほど低く観測されていることは承知しているということでございました。ただ、この値に關しましては許容範囲内であるとの認識をしているとのことございました。

地震災害の避難指示の目安についてでございますが、地震については、いつ、どこで起こるか分からない。事前の予測ができませんので、避難指示を出している時間の余裕はなく、携帯電話の端末をお持ちの方は、緊急地震速報が自動で受信されますので、それに基づき、まずは命を守る行動を取っていただきたいと思っております。その後、被害の度合いによって避難所を開設することになりますので、家屋が被災した方など、避難の必要ある方は町からの情報に注意し、避難所へ避難していただくような形になります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） そうすると、町としては震度計の数値は、そういう対策会議のた

めには一切使わないということによろしいんですね。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 一切使わないということはないです。必ず使っていきます。職員の参集に関しても、震度4以上については指定された職員は参集することになっておりますので、その後の対応はそこで決めるような形になります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 基本的には、日本全国全て地震の震度で個人が判断するというような状況になっております。マスコミも震度で発表しております、各地区とも。そういう中で、利根町が仮に4だと、取手が震度5だと、5弱だといった場合に、利根町は基本的に震度4ぐらいであれば実際は各地区とも対策本部とか、対策のための動員だとかしないということになっているんです、各自治会ともね。震度5弱以上で、そういう対応を取ると規定しているところがほとんどなんですね。

しかし、利根町は震度4だからとなれば、そういう対策を取らない。そうすると、近隣住民の被害状況も把握できないという状況になってくるかもしれません。やっぱり早い初動対応が必要なんで、いかに早く人の命を助けるかということのためには、地元の震度計が非常に重要になってくると、私は思うんです。ですから、せっかく利根町に震度計があるんですから、それが、この住民の肌感覚と同じ震度計になってほしいと。そして、また、近隣市町村と同じ震度になってほしいというのが普通の感覚だと思うんですね。今まで、町としても把握していると思いますけれども、取手が震度5弱だとしても、利根町は4としか出てないですよ。これは事実ですか、事実じゃないですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 取手市の震度と違うことはあります。震度の話をちょっとお話しさせていただきたいんですけども、震度、例えば震度の計測値というのがあります。これは役場に設置してある震度計に基づいた数値が出されるわけなんですけども、例えば震度3というものがどのぐらいの計測値かといいますと、2.5以上3.5未満というふうに1の範囲がございます。震度4については、3.5以上4.5未満、5弱については4.5以上5.0未満というふうに、その境界線の付近に来たときに、数値のずれが、発表のずれが出るということがございます。そういうことがございますので、毎回毎回違った数字が出るわけではなく、この境界線上をまたいで、利根町だったり、取手であったり、近隣市町村との差が若干出る場合があるということがございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほどの答弁で、町としても水戸気象台に行ってきたということは、何らかの問題点を抱えているから相談に行っているはずですよ。何も問題なきや気象台に行く必要ないんですよ。利根町の震度がこのままでいいという認識であれば、今み

たいな答弁であればね。

それと、2.5から3.5だとかというその数値はどうでもいいんですよ、住民はそんなの分かんないんですから。発表された震度幾つかということが大事なんだ。皆さんはそれに基づいて行動するわけですから。その幅がありますって、当然幅はあるでしょう。あるけれども、発表された震度で判断するんですから、その辺でもう一回答弁お願いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 各市町村に置かれている震度計の条件ですね、これが全て一緒ではないというのはあります。ですから、同じ揺れを感じたとしても、各、その震度計の置かれた場所によって差が出るのはやむを得ないのかなと思っています。

町としても、震度に差が出ているということで確かに行きました。できるだけ、その誤差は少なくしていただきたいということで、お話ししたんですが、今ある場所から移した場合、どこに移すかというのは問題なんですけども、まず、費用は町負担でお願いしたいということで、300万円とか、400万円というぐらいの金額はかかりますよと。移した先が、また、今度震度が逆に揺れてしまうとか、逆に揺れなくなってしまうとかという担保は一切ございませんので、今のところ、この震度で、町としては対応していくしかないのかなと考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 最初は問題意識を持っていた、だから、相談に行ったということですけども、その後は、この町のそのままやっていくんだということですけども、例えば、災害関係については、低く出るより高く出たほうが安全なんですよ、その数値を信じたほうが。仮に避難して何もなくて、それが幸せなんですから。数字にごまかされて、低いから安心だと思って被害に遭うよりは、高い震度が出たと、たまたまね、そのために避難したら大したことなかったというほうが、命にとっては、そっちのほうがいいに決まっているんですよ。

ですから、町長だって、住民の命を守ると明言しているわけですから、そのための方策のために、最初は問題意識を持っていたという、その認識を共有して、今後、その地震計の対応については前向きに考えていっていただきたいなと思います。

そういうことで、国の施策がどうなるか分かりませんが、震度5弱が出ていればとか、震度5強出ていれば、県も国も利根町が震度5強だということが認識されるわけですけども、それが震度4だったら、国も県もあまり認識しないだろう、そういう状況の中で支援の遅れにつながる可能性もあります。そういうことも含めて、どういうふうになら進めていくのか、お考えをお聞きます。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 2番目の災害の支援ということでよろしいですか。災害の支援についてでございますが、当然、震度計の計測値も一つの目安になります。水戸気象台

でも震度が低く計測されるということは承知していることや、それと、周りの状況、要するに被害の状況、それと、町の被害の状況に応じた形で、国においても対応していただいております。これは東日本大震災のときもそうでした。

そういうことから、大きな支障はないと考えております。もし、近隣市町村との差、これは国や県の対応に差が生じた場合には、住民にとって不利のないよう要望してまいりたいと考えております。

それと、震度によってということなのですが、職員は目視で被害の状況が大きければ、震度にかかわらず、自動で参集していただいております。東日本大震災のときには、そういう形でした。5弱であっても全員集合して災害対応に当たっておりましたので、震度計プラス目視という形で対応していきたいと思っています。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今日も福井県のほうで地震がありました。震度5弱でした。そのときにも、一報伝わったときに、国は情報収集活動を始めているんです。国は被害が起きてから始めるんじゃないです。もう震度計の数値で、震度5弱と出れば、政府の中に対策本部を、情報収集センターをつくっちゃうんです。それから、被害状況、その他を、それぞれ市町村に指示して情報分析をするようになっていくんです。それは今日もテレビ放送でしておりますから。ですから、利根町が震度5弱が観測されなかったら、情報収集の遅れが出てくるんです、本当の震度は5弱だとしてもね。そういうことでありますから、引き続き検討していただければ幸いです。

それでは、2番の押戸地区の土砂災害について。

先般、押戸地区で土砂災害が起き、幸いに影響なかったんですけども、建物被害は起きております。これは聞くところによると、私有地だということで、町も県も国も関わりはないという状況だったんですけども、町としてはその後どのような対応を取られたか、お聞きいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今回の土砂災害でございますが、令和2年7月21日午前6時頃に、押戸地区で民家の裏山が崩れ、建物に土砂が流入したとの報告を受けております。

庁内では、12か所の急傾斜地崩壊危険箇所のうち4か所で崩壊対策事業の工事が県より行われております。この事業の実施については、5戸以上の民家、または5戸未満であっても、公的建物や道路等に危害が生じるおそれがある区域が事業採択の要件となっており、制度上1割の地元負担が生じるものでございます。

なお、今回の竹や樹木等の処分につきましては、災害廃棄物として龍ヶ崎地方塵芥処理組合へ無料で搬入していただき、搬入できない産業廃棄物につきましては町の負担にて処理をさせていただきます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 被災された方は、こういうことを想定されていなくて、突然の事態なんですね。ですから、起きたときには非常に精神的にも不安だと思うんです。経済的にも、いろいろ不安なことがいっぱいあります。そういうときに、町が窓口になって懇切丁寧に当たっていただくと、住民の心も安らぐんじゃないかなと思いますけれども、その点、町のほうに今回はどのような相談か何かきていましたか、具体的に教えていただければ。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 片山議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、土砂災害対策を目的とする法律の中には、ハード対策中心となる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、地すべり等防止法及びソフト対策が中心となる土砂災害防止法がございます。

押戸地区で発生した崩壊の状況は、民家の裏山が崩れ、建物に土砂が流入した状況になったものでございます。被害を受けた家屋は1軒でございます。

ハード対策でございます急傾斜崩壊対策事業の実施については、先ほど町長が答弁したとおりなのですが、町内では12か所の急傾斜地崩壊危険箇所のうち、4か所で急傾斜崩壊対策事業が実施され、急傾斜地崩壊防止工事が行われております。

今回、土砂災害のあった現地はハード事業である急傾斜崩壊危険区域にはまだ指定されていない地区でございます。ソフト対策である土砂災害防止法である土砂災害警戒区域の中の民家の裏山は土砂災害特別警戒区域でございます。今回の崩落土砂の撤去につきましては、被害状況からして自己負担でお願いしたいと考えているところでございます。

それで、今、御質問にありましたどのような対応があったかということになりますと、第一報が入って現地のほうの確認、それから、工事事務所とのやり取りは実施しておりますが、被害状況からして町が対応をすることがちょっと難しいような状況だったと、私は感じております。道路災害であれば、町としましてすぐにでも補助事業等の申請を行うような形になりますけれども、今回の場合は、あくまでも民家の裏山が崩れたことと、あと、それに、起こした原因となる雨とかそのものが基準の雨量とかその辺も合致してこないような状況でしたので、今回の状況としては自己負担での対応をお願いすることとなります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 自己負担ということを私は聞いているわけじゃなくて、町として被災者の心に沿った対応をしたかどうかということなんですね。できないことをやれただって、それは無理なことなんで。しかし、被災者は初めてのことで困っているわけですよ、精神的にも負担かかっているわけです。

ですから、そういう人たちに、どうやって対応したのかということが第一番目の印象として出てきちゃうわけです。冷たかった、町の行政は冷たかったと言われることのないよ

うな対応をしていただきたいと。今後もこういうことがあれば、できないことをやれと私は言いませんけれども、できることはあるわけです、相談に乗るとか。そういうことはどこに相談に行ったらいいとか、どういう対応したらいいとか、そういうことのアドバイスというのはできると思うんですよ、心に寄り添えば。そういう対応をしていただきたいと、そう思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年度の台風で、町内も何か所か冠水しております。通行止めにもなっております。この質問は昨日もされたことですが、その後、この昨年度の台風で冠水した箇所の対策はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、片山議員の御質問にお答えいたします。

大雨時の冠水対策はとの御質問ですが、建設課が所管する道路冠水につきましては、新利根川の水位との関連と、雨量が30ミリを超える近年の集中豪雨には、町域が平坦であるがゆえに脆弱な状況であることは認識しております。道路管理としましては、二次災害防止の観点から冠水している道路については通行規制を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私の質問に答えてないんですけども、今の話を聞くと、何もしてないということではないですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

新利根川との水位の関係もございまして、新利根川の改修事業の継続を工事事務所等に要請しております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 県の対応、この間の県会議の質問事項を見たんですけども、新利根川の改修には、今の予算措置だと100年かかると言われています。県議会でそう答えているみたいですね、河川課部長が。そうすると、その間は、その地区はずっと冠水したままだと、雨が降れば冠水するんだということを、ずっと我慢しなさいということですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

県で100年かかるとかいう話も、県議会の中であった話かと思うんですけども、実質的に改修工事を進めていくとそうなるかもしれないけれども、早期に解消するために、治水効果を発現するためには、その中で暫定的な工事等を行っていくというようなことで県議会では答弁していたと思います。

以上です。



○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長にお伺いしますが、これは毎年毎年もう繰り返されていることなんですね。それで、何ら改善されていないわけです。県に頼っていることは確かなんですけども、なかなかそれは進まない。町は町として住民がいるわけですから、毎年雨が降るたびに心配しなくちゃならない住民が多くいるわけですから、その人たちにとって、どのようなことを考えておりますか、町長としては。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員も御存じのとおり、新利根川は何十年も工事が止まっております。私が昨日も答弁したように、平成29年7月に就任して以来、新利根川の工事が2年目にして動いたということもあります。取手東線も動いて、あそこに、青写真ですけども、立派な排水もできるということで聞いておりますし、遊水地4か所の中の2か所は冠水しております。その遊水地を別な方向でつないで、新たに新利根川を造るというような話、話ですけどね、今、一生懸命話しているところです。

議員の先生方も、その辺は一緒になって県に働きかけたりしていかないと、新利根川は一級河川なので町では手をつけられないので、やってくれるように私と一緒に頼んでいただきたいと考えているところです。

ニュータウンの中では、車の移動は、公園の中に移すようなことを聞いております。私は知らなかったので、あそこに移したらどうだという話し合いも職員の中でしたところです。そうしたら、やはりニュータウンはあそこに車を移すんだという、風の公園でしたか、そういう意見も聞いていますし、これから、どうしても新利根川を改修して排水をよくしていきたい。今年、昨日も話しましたが、新利根川の汚泥を取る、立木新田裏と惣新田のほうの汚泥を取っていただけました。これで幾分違うのかなと。去年は太子堂歯科の前の用水を掘ってみたり、いろいろやっていただいております。

それでも、最近の雨は多量に降るので、なかなか防げないというのが現状でございます。思い切って県のほうにお願いして、新利根川をもっともっと深く掘ってもらくなり、たまった泥を上げてもらうなりしないと駄目なのかなと感じているところです。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） そのとおりなんですね。新利根川は、先ほど課長も答えたけど、海まで高低差ないんですよ。ですから、排水能力が少ないんですね。ですから、深く掘ればそこに水がたまっちゃうんです、平時も流れるんじゃない。標高があれば、高低差があれば、深く掘ればその分流れてくれるからいいんですけども、標高がない河川で、深く掘っても、そこはいつも空になっているわけではないと思うんですね。流れている水はそこでたまりますから。

そういうことで、遊水地、調整池、その他が必要になってくると思います。その一つとして、今、町長が対策をお話になりましたけれども、可能性があることについては、一早

く取り組んでいただいて、1日も早い対策を講じていただきたいと思います。

その中で、今年また台風シーズンです、先ほど言っていましたけども、今年また同じような被害が出たときに、町としてはどういうふうに、その被害の軽減を図るつもりですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 今のは4番目の質問ということですか。

現状では、ニュータウン地区は、中谷、福木、中田切、羽中、あの辺りは標高が非常に低い状況で、雨が降りますと、農業用水を伝って、最終的には新利根川のほうに流れていくような状況だと思っております。その水を排出するにはポンプでくみ上げて新利根川に流していく、そういう水処理の仕方をしている地区だと思っております。

そのような中で、新利根川については、今年、暫定的な河道改修も行われるし、先ほど町長が答弁したとおり、汚泥の回収なども、汚泥の撤去作業をしておりますので、ある程度、以前よりは川の流れはよくなっているのかなと思っております。ただ、その抜本的な解決については、やはり新利根川の流下能力の向上が一番のことなので、ちょっと難しいと私は考えております。

ただ、ニュータウンの冠水状況は、あくまでもニュータウンで降った水がニュータウンの中で滞留してしまう現状と、私は認識しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今年、仮に冠水したら、どうするかと。今の状況なら冠水する可能性のほうが高いんですね。もう雨降れば、大雨降れば。そのときに、町はその地区をどうするんですか。それを聞いているんです。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 道路冠水につきましては、先ほども答弁しているとおり、通行止めをお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 昨年も、町でポンプ持ってきて吸い上げたんですよ。その前には、道路はもちろん通行止めですよ。ですから、大体利根町で冠水する地区は分かっているわけですね、町だって把握しているはずですよ。今こういう時代ですから、もう予想雨量って分かるわけですよ。でしたら、通行止めになる前に対策を考えていただきたいと思います。事後処理じゃなくて、少しでも早くポンプでくみ上げることができるのなら、ポンプでくみ上げればいいと思うんですよ。ですから、そういう対策を。もうもう水がたまっちゃって、道路も通れないという状況になってから、おっちらおっちらポンプを持っていってくみ上げるということのないような対策を考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

今年度の町主催防災訓練，この間，7月には，職員を対象に，避難所開設訓練をコロナ対策課で行っております。それに我々議員も参加させていただきました。まあまあ立派に開催されたなと思っております。しかし，それを町全体で，現在の避難所と指定されている指定避難所で，どのように住民とともに訓練を実施していくのか。いざ災害のときの対応をするのか。それと，あのような避難所に開設させれば，現在，町が指定されている避難所で何人収容可能なのか，その辺，訓練の内容とともに教えてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 当初は，昨年同様，発災型の防災訓練を11月8日に実施する予定でした。しかしながら，新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み，全町民を対象とした昨年と同じような規模での防災訓練は難しいと考えております。町といたしましては，参加者の皆様の健康と安全を考慮し，今回の発災型防災訓練は中止とさせていただくことにいたしました。

実は，このようなコロナ禍の中で，11月の防災訓練の開催自体どうなるか分からなかったこともあり，それを見越して，7月の防災訓練に，各地区の区長や利根町防災士会の方々にお声がけをし，見学していただいた経緯もございます。町といたしましては，防災訓練を実施しない代わりに「広報とね」の防災掲示板に，防災対策や避難行動に関する記事を掲載したいと考えております。

あわせて，今後，新型コロナウイルスの感染の収まる状況になったときには，出前講座を再開し，訓練中止の補完をしていきたいと考えております。

なお，防災訓練中止のお知らせにつきましては，各区長に近々に発送するとともに，住民の方々には「広報とね」等でお知らせしたいと考えております。

もう一つの質問は，総務課長より答弁させます。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 避難者数につきましては，個別にあるわけですが，大体，町民の3分の1ほどの人数かなと思います。ただ，今回，コロナの関係で，そこまでの収容はできませんので，そのさらに3分の1程度になるかと思っております。

全員が必ずしも避難所に避難するというものではございません。広域避難も計画していたり，親戚であるとか，親類の家への分散避難も考えておりますので，そういうもので対応していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今年度の町主催の防災訓練が中止だということを，今日初めて聞きました。まだ地区の人たちは知らされておられませんし，対策を練っている最中なので，仮にそうとすれば早めに情報提供していただきたいなと思います。

基本的にはコロナ禍であろうが，特にコロナ禍であるから避難をしたくないという住民が増えるんですね。しかし，災害で避難しないで亡くなるというのは過去にいっぱいあ

るわけですね。去年の台風でも死んでいました、大勢。それは避難していないからじゃない、避難所で死んだ人はあまりいないんです。ですから、私は、コロナ、コロナとって、災害のときに防災をおろそかにしていただきたくないんです。コロナだからこそ訓練をする必要があると。住民に、この施設には何人ぐらい入れるということを目で見ていただくことも非常に重要だと思います。ですから、やらないということは、非常に残念です。やはり人の命が大事ですから。やり方によっては人の命を、もしかしたら守れるんです。今、情報が発達していますから、台風だって、もう昨日のうちから皆さん逃げてくださいというふうに発表しているわけですから、早く避難すれば命が助かる、そういう自然災害は多いんです。

そういうことで、行政の仕方で助けられる命があるということ認識していただいて、訓練は可能な方法でやればいいんですよ、やっていただきたいんですよ。今までと同じ方法をやれと私は言っているわけではありませんから、各地区でも、それぞれ地区の人たちが防災訓練している報道が結構あちこちで出ておりますよ。やはり防災意識の高いところは行動すると思うんですね。その手助けを町がしないという方策はないと思うんですね。こういう時期だからやらないというのは、やりたくないと思われても仕方ないと思いますよ。方法は幾らでもあるはずなんです。できるだけ災害から人の命を守るんだという観点から計画していただければ幸いです。

それと、情報発信ですけども、冒頭でも述べましたけども、情報発信、これは難しいんですよ。あれも使う、これも使うと言ったって、住民の人たちに浸透するのは、これはもういつまでたっても、どんな方法を取っても、同じ時間、悩みがつかまとうと思います。みんなに伝わる方法なんてないと思います、今。きめ細かく、それでも、それでも、しつこく、しつこくやるしかないんで、特に防災については、町の避難所では、このぐらいしか入れないんで、もしできるのであれば、親戚だとか友達のうちに早めに避難してくださいとか、垂直避難を丈夫な建物であればしていただきたいとか、そういうことを繰り返し、繰り返し、お願いしていくと。それも、町の施設がどの程度あるかということさえ知らない住民が多いんです、今の状況ではね。ですから、その辺もどんどん広報していただきたいなと思います。

そうすると、7番の質問もできなくなっちゃいましたね。

それでは、2番目の町道管理について。

立木地区の太陽光発電所内の町道がフェンスで囲まれていて使用できないと。そもそも、聞くところによると、何十年か前に、あそこは山だったのを、土砂を採掘して窪地にした。その後、発電所になっているということなんで、近隣の人たちは、あそこにたしか町道があったはずだけど、今もう影も形もないよと、使える状況じゃないよというふうに話しております。

当初、ここにいる人たちは、ほとんど知らないような時代の開発だったのかもしれない

んけども、書類は残っているはずですよ、町ですから、行政ですから、継続性があるわけですから。そのときの開発条件はどうなっていたんですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員御指摘の太陽光発電施設につきましては、都市計画法に基づく開発許可は必要なく、また、国や県の定めるガイドライン策定前の案件であったと伺っております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、開発許可は要らないということですけども、町道はあることは認識しておりますか、町長。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 土を取る前は町道はあったような気がしますけども、取ってからは、ちょっと私は分からないですね。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長、町には土地台帳とか、そういうのがあるわけですよ、財産ですから。現地を見て、どうのこうのじゃなくて、書面を見れば分かるわけ、ここに町道があるかどうか。今のような答弁は非常に、私から言わせると失礼な答弁だと思っています。

課長は知っていますよね。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 町道があることは知っております。補足しますと、昭和60年代に土採取が行われた経緯がありまして、道路敷とソーラー用地の道路境界については事業者が道路境界を、土砂を取った後ですから、復元しましてソーラーパネルを並べたような経緯でございます。

以上です。

町道はあります。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 課長は町道があると認識しているわけです。図面にはちゃんと町道になっているんですね。ですが、現状はそれが使えない状況だと、通れる状況になっていないということで、これも立派な町の財産ですから、民間で勝手に使われているということになると、非常に心外なことですので、何らかの対策を講じて原状復帰できるような方法を考えておるかどうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えします。

事業用地内に町道の道路敷が存在することは、もう先ほど答弁したとおりですけども、その道路敷の今後については、現在解決に向けて事業者と協議を重ねている段階でございます。

ます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 事業者も、それは認識しているんですね。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 2番目の質問の回答になりますが、よろしいでしょうか。

現在、発電施設に掲示のあった連絡先に問い合わせをしまして、現地に関する資料を送付して協議を開始しております。町としましては、発電敷地内にある道路敷を発電施設の外周に取付けして、やまなみ園に沿って、大房と立木を結ぶ道路用地、あと、立木側の坂道の用地として提供を代理人に提案している状況でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 提案しているというだけですね。回答は出ていないんですね。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

前向きに検討している段階でございます。前向きに検討してもらっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） こちらからは書面で通知しているんですね、町からは。口頭なんですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えします。

今の現状については書面でやり取りしています。その回答については、今、代理人とは口頭でやっているような状況でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） こういうことについては、もう大分昔の話なんで蒸し返すようなことですが、町有財産であることは確かですから、それを原状回復するということについては一刻も早くやらないと、また、これうやむやになってしまっていて、いつの間にか、今までのままだなんていうことにならないように要望しておきます。

以上、質問を終わります。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を11時5分とします。

午前10時48分休憩

午前11時05分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者，7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さん，こんにちは。6番通告，7番花嶋美清雄です。いつも傍聴に足を運んでくださり，まことにありがとうございます。

通告に従いまして，一般質問をいたします。

今回の一般質問は，大きく三つの質問をいたします。

それでは，質問事項1，町の防災について。

（1）7月22日に，職員による防災訓練が行われました。訓練シナリオに沿って，行動はどのように感じたのか，お伺いします。

残りは自席で行います。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，花嶋議員の質問にお答えをいたします。

今回実施した訓練は，災害対策本部を設置し，職員の初動訓練を実施したものです。避難所開設のイメージと，職員や見学者がそれぞれ共有することができたと思います。

また，見学された各地区の区長や，利根町防災士会の方々におかれましては，訓練の内容を各地区に持ち帰り，今後の防災活動に役に立てていただけるのではないかと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 「広報とね」8月号，今，皆様にも配られたのかな，ここにもちょっと掲載されています。この中で，テントも文化センターのほうで職員たちが建てておりました。このテントについて，3密対策はどのように工夫して立てたのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） テントとテントの間を1メートル，通路を2メートルという区切りで行いました。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では，1メートル，2メートル開けると3密は防げるということではよろしいですね。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 防ぎ方として，そういう防ぎ方があるという国等のガイドラインが出ておりますので，それに従って行いました。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） よく分かりました。

じゃ、（2）番に移ります。

夜間帯の防災訓練は行うのか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 明かりの少ない場所での訓練は危険を伴うため、夜間実施する訓練を行う予定はございません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 行うつもりがないということですが、災害はいつ来るか分からないということで、夜間を想定しての訓練はしない。シナリオみたいな、マニュアルみたいなのはつくるのかどうか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 基本的に、夜間の避難に関してのマニュアルはつくる予定もございません。その理由としては、地震の場合はいつ起こるか分からないというのは確かにあるんですが、ある程度、被害なり、避難が想定される台風災害であるとか、気象条件によるものについては、できるだけ早め、昼間のうちの避難を、これまでも行ってきたところですが、やはりそれが最善策であると認識しておりますので、昼間のうちの避難を徹底してやっていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

続いて、（3）番に移ります。

この災害は、もちろんいつ来るか分からないということで、電気、電源ですね、通信等が停止した、これは防災訓練、本当に電源がない、通信も使えないといったら、結構大変な事態という被害状況だと思いますが、これについてお伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） そのような訓練の予定はしておりませんが、もし災害時にそのような状況が発生した場合には、電気については発電機を使用しまして最低限の電気を確保いたします。また、通信手段については無線での対応を考えております。無線での対応については、通常の訓練の際にも、無線機、通常あまり使わないんですが、使用すること、それと、通常の業務の中でも、無線機は使っているという指示をしております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ということは、無線機は乾電池だと思いますけども、基地局みたいなものがあるって、それを通して無線連絡をする、その基地局さえも電源が落ちてしまった、使えないといった場合はどうなされますか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 無線の電源なんですが、基地局は役場にあります。役場の電



源については非常用電源がございますので、それで賄っていくと。今ある量で大体3日ぐらいもつものかと思います。それと、電池ではなくて無線機、子機のほうですね、無線機は充電になっています。ですから、通常のポータブルの発電機でも充電できるような形になります。

もし、それらの電源全てが失われた場合については、もう人海戦術で、人が歩いて行く、広報車を利用して伝達をしていくという方法になるかと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

じゃ、（4）番に移ります。

災害は訓練で予想していたとおりに発生するのではなく、想定しない事態が発生することが多いと思いますが、今後どのような訓練を継続するのか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員御承知のとおり、町では災害対策本部等の設置に伴う職員の初動訓練を毎年実施しております。基本的な訓練を実施することにより、各警戒本部や、各対策本部での動きを修得することができ、たとえ想定外の事態が発生しても臨機応変に対応できると考えております。

町民の皆様の生命を守るためには、時にはルールを無視した対策を取っていく必要もありますが、初めからルールを無視したやり方を覚えてしまうと、災害対応の収拾がつかなくなる可能性がありますので、まずは基本の徹底を第一とし、今後も訓練を実施してまいります。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 先ほどの答弁で、11月8日ですか、町での防災訓練が中止という方向になっておりますが、今、逆に、コロナ禍でやれるような防災訓練というのを見つけていただいて、また来年もこういう事態、コロナ、またはほかのウイルスが来るか分かりませんが、できるだけ、そういう事態に備えての予備訓練みたいのを考えて実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 役場の職員が、利根町の町民の方を全部把握しているわけですが、各地区でやって、それを押さえることができない場面が多々あると思うんです。それを押さえることができるようだったら、私はやっても構わない。ここでコロナがうつってしまって、そこでクラスターが発生する、そのような事態は私は避けなければならないのかなと考えております。

もし、仮にいい案がありましたら、花嶋議員、おっしゃってください。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この間、7月22日に職員がなされたようなりモートで、例えば

基地局は役場にありますが。各、今回手を上げてくださる自治体は何団体あるか分かりませんが、そこにテレビモニターなり、パソコンはあるところと、ないところと、私は今分かりませんが、そういうのを設置していただいて、リモートでのやり取りぐらいなものもできると思うんですよね。また、無線も先ほど3日ぐらい使えると言っていたので、各方面に渡していただいて、リモートと無線で予備練習などいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 訓練、リモートでということですが、リモートで行うには、何人かがパソコンの画面上とか、カメラの前に立って、言葉でのやり取りということになるかと思えます。それだけで済めばいいんですが、実際に自治会等各地区で行う訓練の場合にはいろいろな方が参加されると。町長が心配しているのは、そこで町のほうがコントロールできればいいんですが、その密集を町のほうでコントロールできない限りは、なかなか、町として地区に訓練しますよとお声がけをして訓練を実施するのは難しいと。これは訓練でクラスターでも発生した場合はしゃれにならないので、できるだけ、そこは避けていくと。

ただ、その代わりに、町の広報を一つ、それと、出前講座ですか、こちらのほうも今再開に向けて準備しておりますので、密にならないような形で出前講座ができるのであれば、公共施設を利用してもいいですし、そういうところで、各地区から要望があれば、どんどんやっていきたいなど。その出前講座の内容についても、一律のものではなくて、今の実態に応じた形で幾らでも対応していきたいと考えておりますので、まずはそちらを利用していただければと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 各自治体も、その自治体、フレッシュはかなりの人数がおりますけども、ある程度の密にならないような人数を指定していただいて、無線なり、リモートなり、電話でも、予備訓練ですから、こういう感じでという、一度このコロナ禍の実験としていかがでしょうかとお伺いしたので、そのぐらいならできると思うので、そういうのも考えていただいて、また、このコロナ禍でできるようなものを、みんなで考えてもらいたいと思います。

では、続きまして、大きい2番に移ります。

町の人口減少対策についてお伺いします。

（1）番、8月1日現在の人口は1万5,846人と減少していますが、町の少子化対策をお伺いします。

今現在9月1日は1万5,802人ということで、この1か月間で44人減になっております。よろしくお願ひします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 少子化については、全国的な問題となっております。2019年の

出生数は90万人を割り込み、「86万ショック」とも呼ばれている状況であり、合計特殊出生率も1.36と前年から0.06低下しました。深刻さを増す少子化問題は社会経済に多大な影響を及ぼし、対策が急務となっておりますが、少子化の背景には核家族化の進展など家族を取り巻く環境の多様化、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っております。

国においては、こうした要因を踏まえ、総合的かつ長期的な少子化に対処する指針として、今年5月に新たな少子化社会対策大綱を策定したところでございます。

大綱の基本的な目標として、「希望出生率1.8」の実現を掲げ、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援など、ライフスタイルに応じた総合的な少子化対策に取り組むこととされております。

当町におきましても、結婚、妊娠、出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組み、多くの方が家庭を持つことや、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できるように、人口減少に特化した計画である「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでおります。

子育て支援対策としましては、基本目標1として、「とことん子育て応援“TONE”プロジェクト」を掲げ、30の事業を実施しております。今年度からの新規事業としては、「妊娠・出産祝い品支給事業」を開始し、新たに利根町で出産し、子育てしていく御家庭の第1子目から支援を行っております。

総合戦略では、毎年度実施した施策・事業の効果を検証し、着実な戦略の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを図りながら実施していくことで、人口減少に歯止めをかけようとして取り組んでいるところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 4月から子育て支援課で、いろいろな対策していると思いますが、この効果のほどは今、出ていますか。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

今年4月から開始しました妊娠・出産祝い品支給事業ですが、まだ年度途中ということもありまして途中経過の数字となりますが、授乳服の支給状況のほうは、9月1日現在で、母子健康手帳を取得している方、35名の妊婦の方に支給しています。保健福祉センターに協力していただきまして、母子健康手帳の交付時にチラシをお渡ししまして、声をかけていますため、今のところ、未申請の方はございません。

それから、出産祝い商品券ですが、9月1日現在13名の方に支給しています。内訳としましては、第1子の出生が5名、第2子が4名、第3子以降が4名となっております。今後の予定では、9月1日現在の授乳服の交付状況から見ますと、3月までに第1子が18

名、第2子が10名、第3子以降が7名の出産予定で、第1子が全体の半数を占める割合となっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なかなか、お子さんが生まれたい状況ですが、この次の（2）番も一緒なので移りますね。

若者の人口流出の対策をお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町の若者を含めた人口減少対策は、今年度より新たに、昨年度策定いたしました人口減少対策に特化した計画である「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた各種施策や事業を着実に実行し、人口減少の緩和に取り組んでまいりたいと考えております。

議員御質問の若者の人口流出につきましては、特に基本目標1、「とことん子育て応援“TONE”プロジェクト」と、基本目標2、「学力と心を育む“TONE”プロジェクト」から、若者を含めた子育て世帯を対象に、子育て環境と教育環境の充実を図り、その充実した環境で育んだ当町の子供達が、将来、若者となったとき、基本目標4、「住むなら“TONE”プロジェクト」に掲げた町の魅力から愛着心を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるような町を目指すことが若者の人口減少緩和につながるものと私は考えています。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） これは9月1日現在の人口表ですが、24歳から32歳の人口、これは2桁で、そのうち27歳と29歳の人口は77人で結構少ないんですね。この方たちが結婚なされて出産していただければという感じは思いますが、今、このデータによりますと、ゼロ歳から9歳の人口も2桁なんです。最も少ない2歳の人口は、町長、何人だと思えますか。31名ですよ、本当に。この生んでくださるような年代の方も少ない。ということは、生まれるお子さんも少ない。これが繰り返していくと、利根町の人口、日本の人口もだんだん少なくなっていますが、本当に利根町は急激に、こんなに少なくなっております。本当に歯止め、ほかに歯止めというのは、町長、何かお考えはございませんか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 人口減少が続いたことにより、過疎地域に指定されたわけですから、それを何とか脱却するためには人口を増やしていくしかない。歴代の町長になった方々も、御存じのとおり結構いろいろなことをやっているんです。それでも防げなかった。今、やり方を変えながら、どうしたら子供を生んでくれる人が増えるんだらうと、様々な事業をやっているんですけども、私は、いろいろなことを職員の方が提案してくれて、よそから人を呼ぶんだとか、そういうことを言っていましたけども、いや、それより、今、

地元にいる人たちを、とにかく外に出さない方法をつくろうやと。それで、順繰り順繰り子供を生んでいただいて、増やす方法、そっちのほうが早いんじゃないかという提案をしたところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） そのようになれば本当にうれしいですね。

続きまして、3番も人口減少につながるんで、移りますね。

この大手スーパー、布川地区と文地区にも春先に1店舗撤退しました。これも人口減少に本当につながると思います。近くに学校がある、近くに、じゃ、郵便局がある、スーパーもあると、不動産屋さんのチラシに書かれて結構引っ越して、四季の丘とか結構多いんですね。布川はいいところだということで来ているんですが、本当にスーパーがなくなる。町の対応策、ちょっとお伺いしましたけれども、もう一度お聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私が考えるところでは、やはり民間ですからね、売上が上がらなければ行ってしまうと、これは当然のことですが。買物、安いほうに結構行ってしまうという人間の心理がありまして、私も龍ヶ崎のほうへ行ってみると、結構買物をしている利根町の人がいっぱいいます。何で近くで買わないのかなと、見てみると、やはり値段が向こうのほうが安い。やはり民間は競争ですので、それに残れるような店舗経営者が来てくれればいいのかと思っています。

人口減少、そうですよね、スーパーがないと、人口減少につながる、これはもっともだと思えます。町でも、いろいろな施策をやっているところなので、そういうのを合わせながら、これから、JA三井リースが、いいスーパーを見つけてくれて、来ることを私も期待しているところです。そこには、役場としては向こうから連絡がない限り、口出しできないというのがありますので、民間なので。その辺は御了承ください。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 皆さん、安いほうに行く、今はネット時代なので、ネットで何々が安い、ここは幾らだとすぐ分かってしまうというのも、便利なようで、不便なようで、大手企業、その会社の経営方針でしょうけども、今、町でも2社ほど問い合わせをしているというふうにお伺いしたんですが、それも、町で行くぐらいな大きな企業でしょうけども、それも龍ヶ崎、今言った龍ヶ崎で買っている、龍ヶ崎が安いというような町長の答弁でしたが、それが来て、補助金もつけるわけですよ、今回はね。また、今、2社訪問している。その会社は龍ヶ崎の大手スーパーより安い、うまい、どうなんですかね、品揃えがいいというような会社を訪問しているんですか。お伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 民間が動いているわけですから、我々は何も言えません。役場が、役所が補助金に対しては説明はできますけども、どこのスーパーがいいとか、これを

連れてこいとか言える立場じゃありませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できるだけ早く、新しいところが見つければいいなと思って。続きまして、3番に移ります。

令和2年度、今後の教育課程実施に向けてについてお伺いします。

（1）夏季15日間、冬季4日間、合計19日間の授業の喪失で、児童生徒の学習機会の確保はできるのか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 花嶋議員の質問にお答えいたします。

新型コロナ感染防止のため、4月、5月と、学校は休校になりました。昨年度末の3月にも学校休校期間がありました。昨年度末の休校については、年度末ということもあり、ほぼ学校の学習も終わっていましたが、積み残しもあり、その未履修内容については、新学期当初に組み入れました。この4月、5月の学校休校は2か月で34日間であり、授業時数にして191時間分となります。当然、この休校期間中の授業時数を埋め合わせなくてはなりません。

学校休校中の5月に、文部科学省は「学習の遅れ」を補う特例として二つのことを示しました。一つは、「次年度以降を見通して2か年にわたっての教育課程編成も可能である」ということ。もう一つが、「学校の授業における学習活動の重点化」という単位によって軽重をつけてもよいということでございます。

授業時数の確保の方法は、利根町のように長期の休みを軽減する、削るということもあれば、1日の授業時数を6時間から7時間へ、あるいは土日の休みを使う、あるいは中学校1単位時間の50分授業を45分、5分短縮する。あるいは朝の時間、同校の本来であれば、自習や読書をしていた15分、これを3日間で45分、1時間と数える、いろいろな方法があるかと思いますが、利根町教育委員会では学校長会と話し合いを持ち、できる限り子供たちの変化、心の動揺を少なくということを考え、次年度にまたがっての教育課程編成ではなく、今年度内に当該学年の学習内容を履修させることとして教育課程編成をしてまいりました。

御存じのように、学校の授業時数は各学年によって違いますが、1日平均で5.8時間ぐらいです。夏休み、冬休みの短縮で生み出された19日間で、5.8時間掛ける19日間は110時間になります。議員御指摘の学校休校中の191時間には大きく足りません。学校教育法で各学年の年間標準時数が示されています。一番少ない小学校の1年生で850時間、中学生では1,050時間となっており、この数字は各学年の週の時間割、週の週時定数掛ける35週を基にしております。

年度初めに各学校が教育委員会に提出する教育課程編成書なるものがございます。この標準時数を下回らないように、余裕をもって例年40週分ぐらいを計画して提出をいただい

ています。つまり、国の標準時数よりも5週分ぐらい多く編成をしているということになります。そうすると、今年のように、6月から学校再開でも、中学校で年間授業時数が1,084時間となります。つまり、国の標準時数の1,050時間を34時間上回るという計算になる。

ただ、学校は、この授業だけで、教科学習だけでなく、運動会、文化祭、学校行事があります。PTAなどもあります。コロナの休校だけでなく、これから心配されるインフルエンザによる学級閉鎖、学校閉鎖などもあり、学習できない状況も想定されます。

しかし、文部科学省では、再度学校休校があったにしても、教育課程の修了、卒業、進級に関して子供に不利益が生じないように配慮することを求めてきております。このことから、町教育委員会でも、仮に今後、履修できなかったのみをもって現級留置、留年というような措置等はせず、適切に判断していくよう、町の学校長会とも確認をしておりますので、今後とも、そういうことで考えていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 取りあえず間に合うという感じですか。これは、教育長、詰め込み教育という感じで受け取れますが、ついてこれない子供の対応も少しはお考えですか。

○議長（船川京子君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） それでは、花嶋議員の質問にお答えします。

大変授業時数が少ないということで、私のほうも各学校、教務主任、教頭先生等中心に話を確認しております。そういう中ですけれども、各学校、そういう生み出した時間を使いながら、9月上旬あたりには各学習内容が追いついてくるということになっております。ただ、学習内容が追いつくだけでは確かに足りない部分がありまして、各学校はさらに、ただ、やはり終わらせるだけではなく、習熟の保障をするということで、補充指導をしながら、子供たちの評価を確実にしながら進めているというところがありますので、今後もそのように繰り返し学習を進めながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

じゃ、（2）番に移ります。

3密にならない対策はどのようにしているのか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） 花嶋議員の御質問にお答えします。

各小中学校においては、感染症対策のため、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、県義務教育課の学校再開ガイドラインに基づいて対応を行っております。

3密にならない対策としては、まず、密閉空間を作らないことへの対策です。各教室では現在エアコンを使用しておりますが、窓と廊下側のドアを少し開け、風が通り抜けるようにしております。休み時間には窓を全開にして換気をこまめにするようにしております。廊下等の窓についても常時開放しています。また、各教室では1メートル程度間隔を空け、児童生徒の机を配置し、密閉空間を作らないようにしております。

続いて、密集場所を作らないための対策です。

これまで行ってきた全校児童生徒が集まる学校行事等については実施をせず、放送を活用した対応をしております。今後実施予定の体育祭・運動会についても、外での活動にはなりますが、児童生徒の間隔を取る、保護者・地域の皆様の参加を縮小する、時間を短縮するなどの対策を立てております。

また、学年単位で集まる活動は体育館などの広いスペースを使う対応を取っております。部活動等においても、体育館が密集状態にならないように活動する部活動数に配慮し、実施しております。

最後に、間近で会話や発声をする密接場面を作らない対策についてです。

全児童生徒が前を向いて授業を受けることを基本としています。児童生徒間の距離が近くなってしまう活動については、例えば調理実習などは控えたり、実施時期を現在は延期しております。給食についても同様で、全員前を向いて食べております。

しかし、学校では主体的・対話的で深い学びが求められております。児童生徒が意見を交換し合いながら活動することがやはり必要です。話し合い活動を行う場合には対面にならないように間隔を空ける、三角形の形にするなどの机の配置の工夫をしております。楽器などの演奏などでは透明シート、パーテーションなどの設置により、飛沫拡散防止に努めている取組を行っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

これは保護者からなんですけど、マスクをしないで授業をしている先生がいるというのは、これは本当なんじゃないかな。授業中、先生の飛沫対策はどうしているんでしょうか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） 御質問にお答えします。

各小中学校の教室において感染予防のため、教員はマスクを着用して児童生徒の指導に当たるようにしております。先ほども県義務教育課から出されている学校再開ガイドラインというのを御説明しましたが、身体距離が十分取られていないときはマスクを着用するとされており、各小中学校はこのガイドラインに沿った教育活動を行っております。

マスクをせずに指導する場面というのがありまして、こちらは体育の授業、例えばグラ



ウンドや体育館など身体距離が十分取れている場合、または登下校指導など子供たちと身体距離が十分取れる場合などが考えられます。ただ、保護者の指摘があったということもありますので、新型コロナウイルスの感染が心配される中ですので、再度、各小中学校に感染予防対策の確認を行い、児童生徒が安心して学校で過ごせるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 距離があってもマスクしている、していないで生徒の不安をおることになりますので、マスクではなく、フェイスシールドというクリアのやつ、そういうのであれば、英語の授業でも口元が見えると思うんですよ。そういうふうに不安を取り除いていただいて授業を進める指導していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） 確かに、子供たちにとって、ずっと先生がマスクをしていると目だけでちょっと怖いというような話を聞いたりすることもあります。そういうことで、フェイスシールドということもあるんですけども、英語の授業では、やはり口の動きが見えないと子供たちは自分たちもまねできないということもありますので、英語の先生にはフェイスシールドを活用するような形で取り組んでおります。

後のことに関しては、基本的にはマスクで対応して、やはり距離が取れるときには、お互いに外しながらということで指導しているところです。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） よろしくお願いします。

また、スクールバスで通学している児童がおります。スクールバスでの3密対策はどういうふうに行っているのか、教えてください。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質問にお答えいたします。

スクールバスの3密対策でございますが、まず、コロナの感染予防といたしまして、バスに乗ったところに手指消毒が置いてあります。それはお子様たちにやっていただく。あとは窓を開けて走行するという形で、バス会社といたしましては朝の出庫前、また、車庫に戻ってからの消毒、それは徹底して行っているという状況でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 手指消毒は、今日も確認しましたので分かりました。

バスは、窓は開いておりません。開いていません。換気はしてないですね。間隔も、なかなか子供は言うことを聞かないんですが、離れるようにと伝えているんですが、隣の席で座っております。それも、やはり先生からも注意してくださると余計分かんと思うんで、

よろしく申し上げます。

これは布川小と文間小学校は入れ替え制で、午前中は布川・文間で、午後、帰りは文間・布川というようにバスを使っております。その間、学校間で、やはり布川小と文間小学校は違うんで、その間、乗るときにも消毒は大切だと思いますよね。布川小の菌が文間に行き、文間の菌が布川小に行くという、こういうことにもなりかねないんで、その間、消毒はどういうようなことになっておりますか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

学校間の移動、その間の消毒はしてございません。手指消毒のみでございます。仮に布川小、文小、文間小、一つの学校の児童の子を送った後にバス全体を消毒をするということになりますと、迎えに行く時間がかかなり支障が出てしまうということから、手指消毒のみという形で現在は運行しております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できるだけ消毒をしていただき、子供の安全を考えていただきたいと思います。

続きまして、（3）番に移ります。

これは、あと2年と半年ぐらいですかね、小学校の統合後、統合すると、生徒が、今のところ、布川小学校に統合という話になっておりますが、教室がぎゅうぎゅう詰めになってしまう感じなんです、この3密対策、これについてお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在、町では、令和5年4月の小学校統合に向けていろいろな動き、また、計画をしているところでございます。昨日も、石井議員から、令和5年4月に間に合うのかというようなことで、いろいろと御心配をいただいたところでございます。

現在、町といたしましては、新しい生活様式ということで、先ほど室長からも話がありました、児童生徒の間隔ですね、約1メートルを空けるというようなこと、また、現在は、40人クラス、1クラスということで決まっておりますので、それに向けて、教室数の確保、また、特別教室についてはエアコン、空調等の整備、そういうものを進めまして、令和5年4月に向けて進んでいるというところでございます。

また、令和5年4月の時点で、コロナウイルスの感染のほうはどうなっているかというのは今は予測はできないんですけれども、現時点でできること、現時点の対策を講じているということでございます。

また、ハード面では、仮にこのコロナ禍の中なので、生徒・児童の方、また、先生方が仮にコロナウイルスに感染したとしても、差別や偏見、中傷、誹謗、そういうものがない、いじめなどを許さないというような形の教育を学校の先生にもしていただいているという

ことで、役割分担を決めて、町では統合に向けて準備をしているという形でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 統合後は教室が2教室ほど何か足りなくなると、ちょっとお伺いしたんですが、これは新しく教室を増やす予定で進むんでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質問にお答えいたします。

教室が2クラスほど足りないのではという御質問でございますが、令和5年4月の統合時が児童数は一番多い状況でございます。必要なクラス数は14クラス、現在、普通教室が15ございます。また、特別教室6教室ございますが、こちらにつきましても地方創生の臨時交付金第二次分等を活用し、空調等の整備、そちらは考えている状況でございますので、教室数が足りないということは現在考えておりません。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

じゃ、次の、最後の4番目、児童生徒の心のケアはどのように対処しているのか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 池田指導室長。

○指導室長（池田 恭君） 花嶋議員の御質問にお答えいたします。

児童生徒たちは感染への不安・制限された生活を送っており、多くのストレスを抱えていると考えております。各小中学校では、担任だけではなく、学校全体で児童生徒の心のケアに当たる体制づくりをしております。定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、子供たちの心の変化に早めに気づき、早めに対応できるようにしております。悩みを抱えている子、心配される子に対しては、養護教諭やスクールカウンセラーによる支援をし、心のケアに当たる体制を整えております。

そのほか、児童生徒、保護者に相談窓口の周知をしております。また、先ほども青木学校教育課長からも話がありましたが、感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族等への差別、偏見、いじめの未然防止に向けた児童生徒への指導も必要と考えております。各学級での学級指導を定期的実施するとともに、各学級での道徳科や学級活動において感染症に関する題材を取り扱い、児童生徒の心に働きかける対策を行っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 最近の報道で、国立成育医療研究センター、今年6月、7月に実施した「コロナ×こどもアンケート」が手元にあります。それを見ますと、議員がおっしゃる心のケアがやはり大事だなと考えています。子供が自分や家族が感染したら秘密にしたい、47%、感染した人が治っても付き合うのをためらう、22%。差別や偏見が子供たちの周りに少なからず押し寄せております。

また、子供たちに、今、最も困っていることを聞いています。一番多いのがコロナのことを考えると嫌になる。二番目に、すぐイライラする。三つ目に、集中できない。四つ目に、コロナについて思い出して落ち着かない。似たような不安感を訴える子供たちが非常に多いということです。

この資料を見ますと、年齢が上がるに連れて、だんだんその数値もあまりそう思わなくなってくる。低学年になればなるほど、不安、あるいは恐怖、いろいろなマイナスの感情を持つようになってきているというところですよ。

そういう現状を受けて、この間、文部大臣が学校の先生方、それから、子供たち、さらには家庭に向けてメッセージを出しました。コロナ感染症、決して悪いことではないんだというところで、その負の感情を少しでも和らげようと、私はそのパンフレットを見まして、特に保護者、地域の皆様へということで、二つ挙げています。一つが感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を絶対に許さないでほしいということ、二つ目に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と協力、この二つを挙げています。

命は最高の絶対的な価値でもあります。子供の健康というのも、当然、最上位に上がると思います。地域の皆様、議員様一人一人にも、そういった働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） また、ほかに、コロナ禍の中、お見送りの保護者の話ですが、「新学期になりました。バスが到着したときにバス会社が変わったというのが分かったんですね、色が違うから。緑色から白になり。保護者、児童に、この説明がないんですね。バスの運転手に尋ねたら、入札により変わったと説明があった。学校も、教育委員会からも、バスが変わったという連絡がない、このバスに本当に乗っていいのか、誘拐につながりかねないのじゃないのか」というお話を聞いたときに、ぞっとしたんですね。こういうことも、このコロナで心配の中、余計な心配があってはならないと思いますが、これはどうということなんでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質問にお答えいたします。

4月にバスの契約会社に変更になりました。確かにバスの色が緑色から白に変わったということで、いつものバスと違うよということで、お子さんたちが不安を抱いたということであれば、それは周知が足りなかったということで今後直していきたいと思ひます。

バスが変わったということですが、その当日も、学校教育課の職員がそのバスの後ろにつきまして、どのような状況で乗っているかというのは確認はしているということですが、コロナ禍の中で、余計な御心配を子供さん方、また親御さんたちにかけないように、今後はその辺、変更等があった場合は連絡等周知を徹底してまいりたい、そのように考えてまいります。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 乗っているのであれば、お手紙、学校から来てない。じゃ、乗っているんであれば、バスが開いたときに降りて「変わりました」、この一言で不安は飛ぶんですよね。そういう、ちょっとした心遣いを大切にしてもらいたいと思います。

また、その後、お迎えの保護者の話ですが、この布川小学校下校時、到着時間にバスが来ない。上級生が徒歩で帰ってくるんですが、上級生が先に着いてしまった。予定の時刻より約15分後、バスが到着した。その連絡もないし、これまたどうしたのか。布川小学校からフレッシュに来るのに、5分程度で来るとは思いますが、その連絡がない。これも、このコロナ禍、不安なのに、暑い中、待っている保護者はまたまた不安で、どうしたらいいか分からない。このことについてはどう説明いたしますか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員の御質問にお答えいたします。

その当日、議員から連絡がありまして、すぐにバス会社に確認をしております。文間小学校で、2台のバスの配置の状況が逆になってしまった。そのために布川に行くのが遅れたということは確認をしております。バス会社にも、次の日からはバスの配置を考えて以後そういうことがないようにということで連絡をし、次の日からはそのようなことがないかどうかということの確認も学校教育課の職員が車でバスの後ろにつきまして確認をしたところでございます。

初日に関しましては御迷惑をおかけしたと思いますが、次の日からは改善されている、そのように考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） これは、私は、起こった後に報告をいただいた話なんで、起こった後ではもうどうしようもないんですね。こんな簡単なミスも、なるべくないように、今、本当に新型コロナウイルスにより、児童生徒、もちろん保護者も、もちろん町民の方全てが不安な日々を送っています。余計な不安を増やさないように強く要望しまして、質問を終わりにいたします。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を午後1時30分とします。

午後零時01分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、10番若泉議員から、所用のため退席するとの申出がありました。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

7番通告者、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆様、こんにちは。7番通告、4番大越勇一です。

7月の九州豪雨被害で被災された方々にお見舞い申し上げます。また、傍聴の皆様におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、傍聴に足を運んでいただき、まことにありがとうございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、土砂災害警戒区域についてから質問事項2、町道112号線拡幅工事についての2項目について、お伺いいたします。

地球温暖化による環境の変化で、豪雨被害や台風被害が年々増加して、被害の規模も大きくなっています。私たちのふるさと利根町は、利根川と小貝川に面しております。39年前の昭和56年8月には台風による洪水が発生しました。関東地方では強い雨が22日から23日までの約30時間の比較的短時間に降り、特に利根川と鬼怒川の上流、山間部では総雨量が300から500ミリに達し、利根川では警戒水位を大幅に超え、22年ぶりに警戒警報が発令されました。翌24日午前2時頃、利根川の支流である小貝川下流左岸の龍ヶ崎市高須地先で堤防が決壊し、当時の龍ヶ崎市藤代町、利根町、河内村、新利根村で、床上、床下浸水3,069棟、浸水面積は約1,600ヘクタールに達しました。

災害は忘れた頃にやってきます。去年の台風19号、別名令和元年東日本台風は、10月12日に上陸し、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。これから台風シーズンを迎えますので、土砂災害警戒区域について伺います。

土砂災害警戒区域の指定は、茨城県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定されています。この法律は土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の緊迫した危険がある場合において、避難に資する情報を提供する等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としております。

そこで、土砂災害警戒区域について町の対策や対応について伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長（船川京子君） 大越議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） それでは、大越議員の御質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域は大越議員がおっしゃるとおり、県が指定しております。町はその指定図書に基づき、土砂災害ハザードマップを作成しております。土砂災害警戒区域にお住まいの方が土砂災害のおそれがあることを認識し、日頃から備えていただくことが重要となりますので、町公式ホームページに掲載するとともに、対象地区については土砂災害ハザードマップを各戸配付しております。このほか、「広報とね」や「防災の手引」でも、土砂災害から身を守るための対策について周知を行っているところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、土砂災害警戒区域で災害が発生した場合の対策や対応について伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 大越議員の御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域で災害が発生した場合との御質問でございますが、土砂災害警戒区域というのは、あくまでもソフト対策で、住民に危険であることを知らせるものであります。対策事業となると、急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜崩落対策事業に移っていくものでございます。その中には急傾斜地崩壊対策工事がございまして、これは利根町の件ですけれども、今現在4か所ほどその工事がなされております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 続きまして、（2）番の土砂災害警戒情報システムの活用について伺います。

土砂災害警戒情報は、平成19年6月より、大雨による土砂災害発生のおそれが高まったときに、市町村長の避難勧告等の命令や住民の自主避難の判断等の参考になるよう、茨城県と水戸气象台が共同で発表しています。

利根町における土砂災害警戒情報システムの活用方法について伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 土砂災害警戒情報システム、これは茨城県独自のシステムでございまして、県によりますと、土砂災害の危険度判定は1キロメートル四方のメッシュ情報で示されまして、土砂災害発生の危険度を5段階で判定した結果が表示されます。このシステムでは、避難にかかる時間を考慮して2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いております。

このシステムは一般の方でも茨城県のホームページで閲覧可能でございますが、町での活用方法は危険度判定のメッシュ情報を参考にし、土砂災害警戒区域にお住まいの町民の方々に対しまして避難情報を発令する判断基準の一つとして活用させていただいております。

す。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 分かりました。

土砂災害警報情報システムは住民の自主避難等を支援するためにも構築されていますので、広く住民に周知する必要があると思いますが、その周知法と町の考えを伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 周知方法につきましては、「広報とね」で、防災掲示板という特集を毎月1ページ活用して掲載させていただいておりますので、その中で取り上げるなどの方法により周知を図っていきたくております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、（2）番の利根町における12か所の土砂災害警戒区域の現状について伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町内12か所の土砂災害警戒区域につきましては、ほぼ民有地のため、町といたしましては常に管理しているような状況にはございません。町といたしましては、豪雨などにより災害の発生が予想されるときには、先ほど申し上げました土砂災害警報情報システム等を活用し、迅速に土砂災害警戒区域にお住まいの方々に対し、避難情報の発令を行ってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 先ほど（2）と言いましたが、（3）でした。大変失礼しました。

茨城県建築基準条例第5条の規定による崖とは、高さが2メートルを超える場合と勾配が30度を超える傾斜地をいいます。崖下の土地の場合、崖の上段から高さの2倍の水平距離に家を建てることはできません。また、崖上の場合、崖の下端から高さの2倍の水平距離に家を建てることはできません。この範囲に建物が建っていると土砂災害の危険度が高まりますが、町はどのように考えているのか、伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

その範囲、建物が建たない範囲に建物が建っているというお話ですけれども、これから建て替えるときには、もうその場所には建てられないというような条件がつくのではないかと考えています。それから、土砂災害特別警戒区域、そちらに当たっては、その建物の構造とか、そのあたりも強固なものにするとか、そのような条件がついているものと存じております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） もちろん、今、課長が答弁されたように、これから新築する場合



には茨城県建築条例によって建物は建てることはできませんが、既存の建物の場合、建っている建物が数多く見受けられると思いますが、その対応についてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 既存の建物については、ルールのほうが後づけということで、すぐどいてくださいというわけにいかないんで、建築基準法でいう既存不適格という形になるのかなと思いますので、もともと建っていたものは、ルール上はよろしくないけれども今はいいですよという扱いになるかと思います。

今後は、その土砂災害警戒区域については、当然図上でも示しておりますので、それに注意していただくことと、災害が起り得るような場合には町の避難情報に注意していただくこと、それと、避難が遅れた場合には垂直避難であるとか、崖地から離れたところに避難していただくことが重要になるかと思います。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、（4）番の土砂災害警戒区域及び急傾斜地の樹木の伐採について伺います。樹木を伐採すると、土砂災害が発生する可能性が高まりますが、樹木の伐採防止について、どのように考えているのか、伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域は、崩壊等が発生した場合に、住民の生命、身体に危害が生じると認められる土地の区域で警戒避難体制の整備などを実施する、いわば被害地対策を講じるための区域です。土砂災害警戒区域の中に土砂災害警戒区域がございまして、この特別区域では特定開発行為に関する許可制、建物の構造規制、建物取引における措置がございまして、

議員の御質問に答えます。土砂災害警戒区域での樹木の伐採につきましては、樹木の健全性が大きく関係しており、健全な木は残すべきと考え、健全でない木は倒木等の新たな災害防止の観点からも伐採等、所有者に委ねられるものと考えております。

急傾斜地崩壊危険区域、こちらは防止工事が行われているところですが、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように、行為の制限や対策工事を実施する区域で原因対策を講じるための区域となっており、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域では急傾斜地の崩壊を誘発する樹木の伐採、土の採取等の行為は既に制限されております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、樹木の伐採防止のための施策については、どのように考えているか、伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

ソフト事業であります土砂災害警戒区域，これは通称イエローゾーンと呼んでいると思います。土砂災害特別警戒区域，これは通称レッドゾーンと呼ばれていると思います。レッドゾーンは建築物に損壊が生じ，住民の生命，または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり，特定開発行為に対する許可制，先ほどと同じになりますが，建築物の構造規制，宅地建物取引における措置があります。

ハード事業であります急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊警戒区域では，急傾斜地の誘発をする行為は既に制限されております。このことから，法令の遵守をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 土砂災害警戒区域では，土砂災害から命を守るため，災害情報の伝達や避難が早くできるよう，警戒避難体制の整備が図られます。また，建物の構造の規制や，特定の開発行為に対する許可制や，著しい損傷のおそれがある建築物の所有者等に対し，移転等の勧告も図られますが，県は土砂災害警戒区域の指定はするが，管理はしない。管理は自己の責任においてしなくてはならないと，そのように認識してよろしいのか，伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

土砂災害特別警戒区域についての御質問でよろしいでしょうか。土砂災害特別警戒区域は，あくまでもソフト事業ということで住民の生命，財産を守るという大きな意味合いがあると思いますので，そのような中で管理等に関しましては，やはりその所有者に委ねられるものと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 急傾斜地崩壊対策事業について伺います。

国の補助や県単，急傾斜地崩壊対策事業採択基準を満たせば事業費の9割を県と国が負担してくれます。残りの1割を町と個人が負担しますが，1割の配分をどのように考えているのか，伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 急傾斜地崩壊対策事業は，「急傾斜地法」に基づき，災害から人命の安全や財産の保護を目的として，個人では崩壊対策ができない場合，急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け，急傾斜地の崩壊対策工事を県が代わりに行うものです。その際，地元負担が1割発生するものでございますが，指定の条件としては傾斜30度以上，崖高5メートル以上，保全対象人家戸数5戸以上，関係地権者全員の同意，人工崖は対象外等の条例がございます。

御質問の事業費の1割の地元負担分の配分につきましては、「配分に関する条例」制定の必要もあり、近隣市町の同行を踏まえ、今後検討していく課題と考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） なるべく個人負担が少なくなるよう町の負担を増やしていただきたいと思います。

それでは、質問事項2番の町道112号線拡幅工事について伺います。

町道112号線の進捗状況を伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、大越議員の御質問にお答えいたします。

この事業は、県道立崎羽根野線の大房十字路から町道102号線、産業道路の立木十字路まで1,182メートルの区間の拡幅を計画しており、平成24年度に測量設計を開始し、平成26年度から工事を行い、令和元年度までに792メートルの工事が完了しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 現在、1軒の住宅と交渉中だと思いますが、その計画と今後の対応について伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

御質問の道路用地につきましては、既に土地地権者様の道路事業に対する御理解、御協力を得ております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それはよかったですね。じゃあ、これから工事にかかるということですね。御苦労さまです。

それでは、第2期工事の大房地区の工事の概要と予定について伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

道路の線形的には、龍ヶ崎市方面に向かい、右側の用地について拡幅を予定しております。今年度から用地交渉を開始しております。

工事に関しましては、用地取得が順調に行えた場合には、来年は立木をやりたいと考えておりますので、令和4年度から入れると考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 令和4年度から大房地区の工事が始まるということですね。これ、工事の完了時期については、いつ頃になるのか教えていただけますか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

工事の完了時期です。県道立崎羽根野線大房十字路から町道102号線の立崎十字路までですが、今年度用地取得が全て完了した大房地区2期工事の側ですね、として、令和3年度に立木地区の工事を行い、翌令和4年度に大房地区の工事に入りたいと考えております。

工事完了時期につきましては、用地交渉も今現在開始したばかりでありますので、明確にお答えするのは難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） そうですね、用地交渉がありますので、用地交渉次第だということですので、速やかに工事が進んで道路網が整備され、住みやすい環境、住みやすいまちづくりができますようお願いして質問を終わります。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を2時10分といたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時12分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 傍聴席の皆様、5階で傍聴されている皆様、こんにちは。8番通告、1番峯山典明です。本日も暑い中、議会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

今回も、私は、町の皆さんの声を行政に届けるため、四つの一般質問をさせていただきます。

それでは、まず一つ目の質問をさせていただきます。

農道の看板設置についてです。

個人農家の方から、農道に農業機械優先の看板を設置してほしいという要望が出ています。農道への農業機械優先の看板設置を検討していただけるかどうか、伺います。

以降は、自席にて質問させていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

〔建設課長中村敏明君登壇〕

○建設課長（中村敏明君） 峯山議員の御質問にお答えいたします。

農耕者優先の看板や標識は農道に設置されているところはあるかと思われませんが、当町

には農道として管理している路線はなく、道路法に基づく町道として管理しております。道路交通法には農耕者優先の規定がないことから、設置はできないものと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回、農家さんから相談があった道路は、若草大橋から河内町方面に少し進んだところにある道路で、私も現場を訪れましたけども、農業機械や軽トラックがやっと1台通れるぐらいの狭い道路でした。周りは水田に囲まれておりまして、先ほど課長の答弁を聞くまでは、素人目から見ると農作業にしか恐らく使われないだろうと思われる道路なので農業道路なのかなと思ってしまいました。

さて、この町道として管理されているということですが、その一般道を例えば農家さんたちが農作業をスムーズに作業しやすくなるように、農道に、道路の仕様変更するみたいなことは可能なのでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

利根町の道路は町道として認定しておりますので、農道というのは認定外道路になりますので難しいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 例えばこのような一般車の通行だとかの道路規制ですね、こちらに関しては、例えば町民の皆さんが困ったときに、どちらに問い合わせればよろしいのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

まず、道路管理者として設置できる標識は、警戒標識、あの黄色い標識、よく御覧になるかと思うんですけども、及び道路の構造を示す高さ制限や幅、重量などを規制する標識と、あと、徐行等の一部の規制標識は公安委員会と道路管理者双方が設置することが可能となっております。

議員から御質問があったようなことは以前、地区要望として上がったこともございます。その中では、やはり車両侵入自粛の立て看板の設置と、あと、農耕車の走行を願う看板の設置等の要望を受けた経緯はございますが、道路管理者としては、一般通行の侵入を制限する権限は持っておらないので設置は難しい現状と回答して、その中で、地元で協力看板を設置された事例もございます。その中には、農繁期には農耕車の走行に御協力ください等の地元からのお願い看板ということで、道路以外のところに看板を設置していただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） その道路以外のところに設置された場所を伺います。どちらでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） その場所は、例えば水路の泥揚敷という部分とか、あと、個人の土地の畦畔という田んぼと田んぼの境のところに看板を出していただいた区もござい  
ます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 例えばその田んぼと田んぼの境に看板を立てる場合は、どのような  
な手続で、どのような流れで設置をすることができたのでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

当初は、道路に立てたいという希望もあったようですが、道路に立てるということは、  
道路管理者としてはちょっと立てられない看板でもあるし、道路に置くということは、今  
度道路の占用というような物件にも当たってくるので、その地元のほうでは、結局、民地  
である道路から、道路を通行する方に問いかける看板ということで設置したものですから、  
特段、所有者の理解があれば立てられる看板だと思います。道路だと、それに対する強度  
とか、そういうものまで考えていく物件ではないかと思えます。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、農繁期だけでも農業機械を優先させてくださいねとい  
うような看板を田んぼの中に所有者の方が立てたいといった場合は、その所有者の方の判  
断で立てても大丈夫ということによろしいのでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 民地に立てている看板で、お願いしている看板ですから、問  
題ないと思えます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 分かりました。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

続いての質問は、速度超過の車両対策についてです。

通行する車両の減速を促すため、道路に減速帯を設置してほしいという要望が出ており  
ます。まず、今回、その減速帯設置の要望が出ている道路は、利根中学校から南側、県道  
4号線の横須賀の交差点から中学校入り口を通過して、カフェを超えて円明寺の下にある  
急カーブへと続く道です。こちらの道を常時利用される方たちがスピードを出し過ぎて通  
過をする車が多くて、危なくて怖いと。そして、中学生が自転車で登下校しているとき  
にも猛スピードで走り去る車があり、大変危険だという訴えがございました。常時この道を

利用される方々と子供たちが危ない。頻繁にスピードを出し過ぎている車が多いので、速度超過にならないような工夫をしてほしいということでした。車両がスピードを上げて通行する道路への減速帯設置を検討しているかどうか、伺います。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

減速帯の施設としては、ハンプとか、狭窄とか、シケインとか、そのようなものがありますが、一番一般的であるものはハンプとして答弁いたします。

このハンプは道路上に起伏のある段差を施したもので、この上を走行しますと、まず騒音が発生すること、あと、二輪車の走行に対してはちょっと危険を及ぼすことがございます。町のほうでは、減速を促す施設としては現在設置はしておりませんが、路面標示、あと、標識、止まる場所にはチャッターバーという少し爪みたく出ているもの、そのようなものを設置して対応しております。今後も、減速を促す箇所については道路施設の設置を適切に行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回、そのハンプの設置について私も調べました。その調べた元が、土木学会の論文集になります。この土木学会の論文集では、埼玉大学の大学院教授を中心に、ハンプの単区間連続設置における周辺環境への影響及び有効性の検証について検証されております。

論文によりますと、世界的に見て、日本ではその減速を促すハンプの普及が例外的に遅れているそうです。その理由の一つが、先ほどおっしゃいました騒音と振動の問題です。

しかし、この騒音値や振動値という物理量については、実は既に問題が解決されているそうです。この原因を分析した結果、ハンプに乗り上げたり、超えたことによる騒音が原因ではなく、エンジンの再加速音が不快感をもたらしているということでした。ハンプを超えたことによる騒音の軽減は、ハンプの形状をサイン曲線と呼ばれる弓形のものを使うことによって平均走行速度が時速33キロ程度の道路であれば、ハンプの速度抑制効果によって、速度抑制効果なのでスピードを落とさせたということですね、それによって騒音の低減、騒音も低く抑えられたということは期待でき、振動については振動規制法の要請限度に収まっている観点から問題ないという結果が得られているそうです。

この時点で、この土木学会の論文を読みますと、ハンプを乗り越えることによる騒音、そして、振動による騒音は問題ないということが分かります。論文の中では実際に、東京都の国分寺市と文京区で社会化実験を行ってございまして、速度抑制効果が確認できたとあります。

ハンプを超えたときの再加速音、エンジンの再加速音ですね、これが原因で起きた騒音についてはハンプを四つ、20メートル間隔で連続設置することによって影響を小さくでき

るとありました。このように、四つのハンプを連続で、20メートル間隔という短い間隔で置けば騒音も抑えられ、そして、振動の音、それらも抑えられるということが実験で分かったとあります。

単純にこのようなことをいきなりやるというのは難しいと思いますので、この土木学会の論文にもありますように、社会化実験を行って検証することが重要だと思うのですが、今後、この速度超過の車の対策としてハンプを設置する。実際に住民の方たちからの騒音、振動の問題のアンケートを取るなど、何か社会化実験を今後行っていただけるかどうか、検討をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

町の考えとしましては、今現在、路面表示、こちらを多く用いていると思っております。その中には、道路管理者であれば、この先に交差点がある、交差点注意、先ほどおっしゃっていた立木のカーブのところであれば、この先カーブ、それから、減速とか、スピード落とせというような文字での表現を今は実施している段階です。

ただ、ハンプは、先ほどのもう一つ問題があるのが、二輪車が気がつかないときが一番事故の可能性もあるかなと思われる点がちょっと踏み込めないところでもございます。

そのほかは、道路管理者としては、横断車注意とか、段差ありなどの状況に合わせた警戒の看板等、路面標示等の設置は重要かなと思っております。ただ、合同点検を実施しております通学路の交通安全プログラム等の中でハンプが効果があるというような話があった場合には、そのハンプの設置についても検討していこうという考えはございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、1点提案させていただいてもよろしいでしょうか。先ほど道路標識、道路標示というお話ありましたけれども、イメージハンプというものは御存じでしょうか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） イメージハンプは、ハンプではないんですけど、町のほうでも設置している、ちょっと危険箇所ですよというようなものが分かるようなものとか、道路が細く見えるようなものとか、そういうものだと思うんですけども、イメージハンプのようなものも、やはり通学路交通安全プログラム等の合同点検の中で、そういうものをこの場所に設置すると効果が高いというようなアドバイザーからの提案とかあれば考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） アドバイザーからの提案があれば検討していくということでの



で、ぜひ期待したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、町長への手紙についてです。

町長への手紙については、四つ質問させていただきますが、まず一つ目、町長への手紙は累計で何通届いているか、伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 平成30年1月から開始いたしまして、現在までに150通の手紙が届いております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） その150通の中で、今まで何通回答しているのか、累計の回答数をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 累計150件に対しまして、回答を希望した方、115件回答をいたしております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 手紙を出された方には、どのようにして回答されているのでしょうか。やはり郵送でしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 文書、これを郵送しております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回、町長への手紙について質問させていただいたのは、利根町に暮らす方から、「町長に手紙を出したのですが、なしのつぶてでした。町長への手紙、法的に募集されているようですが、返事がありません。町民の要望等は広報にでも掲載されるよう周知されれば良いと思います」というお手紙が私に届きまして、今回質問させていただきました。

先ほど、回答を希望される方たちに対して、累計で115件回答されているということですが、まだ未回答となっているお手紙に関しては可能な限り早く返信していただきたいんですけども、返信する期限などは設けていらっしゃるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 返信する期限等は設けず、回答書ができた段階で速やかに回答しております。なお、承諾する覧にチェックが入っていない場合、記入漏れも含めて、その場合には当然回答しておりません。あとは、個人的な、町政に関する意見じゃなくて、ただものを言っているだけという回答のできない内容のものもございまして、そういうものについては回答していないということでございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 可能な限り、その回答できるものに関しては早く回答していただきたく思います。

四つ目の質問ですけれども、町長への手紙を公開することがあるのか、どうか。龍ヶ崎市では、確認できた中では、平成17年度から既にホームページで、市長への手紙を公開しておりました。利根町の「広報とね」とホームページで町長への手紙を公開する考えがあるか、どうか伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 公開につきましては、現在「広報とね」に掲載している用紙に公開することを承諾するか、しないか、チェックを入れます部分がありますので、「承諾する」にチェックが入っており、なおかつ町全体に関係するものについては、広く町民の皆様と共有するため、役場1階の情報公開コーナーにて公開しております。

また、広報での回答ということですが、始まった当初、例えば平成29年では50件、平成30年でも約51件というふうに、件数が非常に多かったということもございます。広報紙のページにつきましては、ページ数に限りがありますので、全てということではなかなか難しいのかなと思っております。御指摘がございましたので、町政に関して、町民の方に関わるようなものであれば、今後はちょっと工夫をして掲載するようなことも検討していきたいなと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） そうですね、広報だと恐らく最短でも2か月、構成とか考えると、3か月、4か月かかってしまうかなと思いますけれども、ホームページでしたら、コーナーを設けて公開するという事は多少速やかにできるのかなと思っております。今回、この町長への手紙への公開について質問させていただいております理由の一つとして、9月1日に町長もおっしゃっていましたが、対話型の行政を推進されていくということです。前回の、昨年度の町政懇談会でも、時間内に収まらないぐらい町長にお話を聞きたいという方が大勢いらっしゃいました。そのような方たちが町長へお手紙を出して、どのような回答をいただけるか楽しみにしております。また、ほかの方がどのような質問をして、どのような回答をもらったのか興味を持たれている方もいらっしゃいます。そのような方たちのためにも、ホームページ等で公開することを検討していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 承諾のあるものに関しましては、情報公開コーナーでも掲示しておりますので、同様の内容をホームページでも掲載していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後は防災についての質問になります。

まず、一つ目の質問ですけども、避難所の設備、環境についてお尋ねいたします。

こちらの内容としましては、昨年10月、台風が来ました。日本ウェルネススポーツ大学が避難所として開設されたその際に、いろいろとうわさが飛び交っておりまして、私のところにも話が幾つか来ました。私から事情を説明して、「いや、そんなことはないですよ」とお話ししても、うわさ話を信じる方もいらっしやいまして、正しい情報をお伝えする必要があるのかなと思いました。

日本ウェルネススポーツ大学と避難所開設に当たっては契約を交わしていると思いますので、避難所開設に当たって交わした契約書の中で、日本ウェルネススポーツ大学を避難所として利用できる時間と期間、そして、校舎も開放していただけるのかどうか、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 通告がなかったもので、資料がございませんので頭の中にあることでお答えしたいと思います。

ウェルネススポーツ大学、開校当初、町とその災害協定ということで、災害時に体育館、それと、校舎を避難所として活用させていただけると、向こう側にとっては「いいですよ」ということで協定を結んでおります。

時間については、災害ですので、これは24時間という形になるかと思えます。

期間については、たしか1週間ということで一旦区切っていると思えます。ただ、災害の度合いによっては、お互い協議していかなければならないこともあるかなと思っております。

協定関係は以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 時間が24時間で、期間は1週間、また、それより延びるときは協議の上でということなので安心しました。ただいま確認させていただいた情報をお伝えさせていただきたいと思えます。

続きまして、2段階避難の方法についてお尋ねいたします。

利根町には緊急避難所がたくさんありまして、そこが例えば水没してしまう場合に、2段階、違う場所に避難しなければいけないことがあるかと思えます。その際の違う場所に緊急避難所から、また改めて避難する際の方法についてお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 2段階避難という方法ですが、あまりまだ一般的ではないかなと思えます、言葉としてですね。地震の場合であれば、まずは身の安全を確保してから指定緊急避難場所へ避難、一時的に避難ですね。まず、自宅が被災し、生活できるような状態でない場合、要するに家に戻れないような状態の場合には、避難所の開設を待ってい

ただ、避難所への避難が基本となります。その場合の移動に関しましては、徒歩であったり、車に乗れる方は車、バイク、自転車等、自力での避難ということになるかと思えます。

水災害を想定した場合には、一時的に高台などの安全な場所へ避難してから、その後、避難所へ避難するということが、自分で自分自身の身を守る行動の基本となると考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 先ほど土砂災害に関する質問がございましたけども、例えば布川地区コミュニティセンターの裏側は土砂災害の警戒特別区域になっております。そこに避難して、もし土砂災害があった場合、どのように避難されるか、分かる範囲でよろしいので、お答えをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 確かに裏山のほうが崖になっているという状況でございます。ただ、建物に関しましては鉄筋コンクリート造ということで、裏山の高さが物すごい高い山ということでもないのです。崩れた場合には当然1階部分には土砂が流れ込む可能性はあります。それを想定すれば、2階以上の場所に人を避難させておくということが重要なと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） ということは垂直避難をするという、対処されるということでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 基本的には垂直避難、それと、垂直避難で人がいっぱいになってしまうのであれば、崖から一番遠い、できるだけ遠い部屋に行くということかなと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 分かりました。災害が起きた際、安心して避難できる環境づくりをしていただけたらと思えます。

では、続いて、広域連携による避難についてお尋ねいたします。

利根町は稲敷広域圏内で協定を結んでいる広域避難があると思うんですけども、利根町は牛久市が避難先になっています。私たちは、どのようなときに、どのような状況になったら牛久市に避難するのか、広域避難について御説明をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 広域避難による避難につきましては、稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画により、牛久市の小中学校等の施設へ避難することになっております。当初、令和2年1月に開催予定だった会議でございますが、圏内市町村の都合がつかず延

期になったことは議会でもお話しているとおりでございます。

その後、会議の開催の動きがなかったことから、去る7月30日に、直接牛久市の防災課と事務レベルのお話しをさせていただきました。内容については、それぞれの役割についてでございます。今後、詳細な詰めが必要になります。牛久市では利根町からの避難者を受け入れて避難所の運営もしていただけるということで、非常に前向きな回答をいただいておりますので、その辺、詳細をこれから詰めてまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 例えば災害の規模とか、もしお分かりでしたら、御回答お願いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） これまで町を襲った台風レベルであれば、そこまでは必要ないのかなと思うんですけども、例えば、今、台風10号が非常に危険だということがあります。それに伴って、家屋の倒壊であるとか、浸水被害であるとかが相当予想される場合、かなり危険な場合ですね、あとは利根川の洪水が予想される場合など、かなり危険が、自宅での避難ではなかなか身を守ることができないであろうと予測されるような大きな災害が予想される場合を想定しております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 分かりました。今年いっぱいそのような災害が起きないことを祈るばかりでございます。

では、続いて四つ目、防災ラジオ個別受信機の導入について質問させていただきます。

私も、決算委員会だったり、予算委員会のとときに度々質問させていただいておりますけども、この防災行政無線が聞こえにくいという問い合わせが頻繁に来ております。雨が降ったり、窓を閉めていると聞こえないといった声がございまして。現在、既に大型台風が発生していますので、今年もまた利根町も避難指示、避難勧告が出る可能性がないとは言いきれません。

そこで、確実に避難指示が全世帯に行き届くよう、戸別受信機の設置を導入していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 現在、町の防災情報は防災行政無線の放送内容を確認できるフリーダイヤルのテレホンサービス、そのほか、町の情報メール、緊急速報メールなどで行っております。

議員御提案の防災ラジオや戸別受信機も災害時には威力を発揮すると思われませんが、町では防災ラジオや戸別受信機ではなく、情報を伝達できるアプリ、こちらですね、アプリの導入を現在検討しております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では、一つ例を出させていただきます。大分県の日田市を御存じでしょうか。7月、大分県の玖珠川が氾濫したことで未曾有の被害が出た大分県日田市では、この水害が起きる約1か月前の6月に、実はこの戸別受信機の試験放送を開始したばかりでした。この防災ラジオの戸別受信機は、ランプが赤く点滅することで避難の危機意識が高まるそうです。そして、屋内の中ですので、大音量で早期避難を促すことに成功したということです。

大分県日田市は、2012年に大分県豪雨があった際、防災行政無線が雨音でかき消されて避難情報が聞こえにくかったということが教訓にあったため、この防災ラジオの個別受信機導入を決定したそうです。利根町も、ぜひこの戸別受信機導入を検討していただきたいんですけれども、改めてお考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） これまでも議員の皆様であるとか、町民の方からも、戸別受信機であるとか、防災ラジオであるとかというお話は伺っております。実際に、その戸別受信機も、公共施設には直接聞けるように配置はしております。防災無線を補うために設置するわけなんですけど、その際、その手法としては、先ほどから申し上げておりますとおり、一つは戸別受信機、もう一つが防災ラジオ、そのほか、防災アプリというような手法がございます。

これらをそれぞれ検討してみました。戸別受信機の場合ですが、例えば耳の聞こえない人、さっき目で、今、光るということを言ったんですが、それと、耳の遠い人についてはなかなか不適なのかなと。それと、適する方の場合は目の見えない方でも音で聞こえる。

ただ、問題点がございまして、携帯には、持ち運びがなかなかできない。ある程度場所が固定されることから、遠い場所にいた場合とか、例えば家の場合ですと、1階に設置してあって2階にいた場合、聞き逃すおそれがある。それと、電波状況、これの悪い場合には専用アンテナの設置が必要になる場合もあります。これは、親局、親局は役場にあるんですが、役場からの電波を、ここから一斉に利根町町内全域に送っております。そうすると、遮蔽されるものがあつた場合には受信機についているアンテナだけでは受信できないということがございます。そうなってくると、機器の購入代と工事費等含めると約10万円ぐらいかかるんじゃないかという業者の試算でございます。

それと、防災ラジオは2種類あるんですね。FM局を設置して開設してやる方法、その場合、FM局を町が設置した場合には市販のラジオで聞けるというメリットはございます。ただ、FM局開設の場合には、設置費用は約5,000万円ぐらい、年間の維持費が約2,000万円ぐらいかかってくるということで、費用的に問題がある。

そのほかに、280メガヘルツ帯の同報無線というのがあるんですが、これも専用のやはり受信機、FMの受信機になるんですが、こちらは音声であれば受信機自体が2万8,000円、それと、設置費用が、要するにここの改修が必要なんで、それに大本の改修が必要な

んで、それに7,000万円、年間の維持費が500万円、これらがございます。

それと、行政アプリ、防災アプリです、一番、行政アプリのほうに注目しております。市販のスマートフォンにインストールしていただいで使用することができるんですが、防災だけではなくて町の情報も流せる。防災アプリと何が違うかという、ほとんど変わらない。ポップアップでプッシュ通知というのは、スマホを見ていると、一番表に、電源さえ入っていれば、画面を開いてなくてもぽんと新しい情報が入ってくるというのがあるんですが、それもあるということで、町としてはその行政アプリを導入していったほうがいいのではないかという結論に達しております。

導入に当たっては、110万円ほどで、年間12万円ほどの維持費で済むということで、今ある設備の改修であるとか、総合的に考えると、行政アプリ、防災アプリを導入したほうが、一番いいのではないかという結論に達しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） この防災無線の戸別受信機についてですけども、実は総務省の消防庁がある発表を行ってございました。それも、2019年と2020年、2回発表しています。どのような発表かといいますと、戸別受信機を積極的に配備することを進めていくということです。台風や大雨などの際に、住民に避難情報を伝える防災行政無線の戸別受信機について、配備が進んでいない市町村を対象に計1万台程度の設置を支援する方針を固めた。その後、2万台程度へ増やしていると、時事通信社が2019年1月6日に報じております。

消防庁によりますと、2019年1月の時点で、戸別受信機の配備に取り組んでいる市町村は、2019年3月末の時点で、日本全国ですね、全体の74%が配備している。しかし、それでも各世帯に十分に行き渡っていないケースもあるため、国費を投入して積極的な設置を働きかけることにしたという報道です。

そして、さらに、2020年4月2日、政府は、総務省消防庁ですね、新たに10万台を配備できる経費を盛り込むことを、やはり時事通信社が報じております。

この総務省消防庁が進めている戸別受信機、どうして戸別受信機なのかといいますと、この消防庁の調査によりますと、住民から屋外スピーカーによる放送が聞こえにくいとの声が多いこと、そして、最近進められているスマートフォンアプリなどは、デジタル機器の操作に不慣れな高齢者も多い中、不適切である。各世帯の住居内に設置する戸別受信機は災害時の情報伝達改善に有効とされているということでした。

やはりスマートフォン、アプリ、私たちもそうですけど、新しいものが入ると、ちょっと不具合を感じたり、使いにくかったりします。本当にインターフェース一つ変わっただけでも、すごく使いにくく感じてしまいます。

その点、防災ラジオであれば、スイッチを入れておけば、いつでも流れてきますし、2階にいて聞こえにくいというお話もあるかと思っておりますけども、窓を締め切っていて外の防

災無線が聞こえにくいよりも、やはり屋内で、戸別受信機のほうが聞こえやすいかと思います。先ほどの大分県日田市の例ですと、大きな音で戸別受信機から流れてきたと。それを徹底されたそうです。

ぜひ戸別受信機の設置に前向きに検討していただきたいんですけども、もう一つ情報をお伝えいたします。

今回、この総務省消防庁の情報、時事通信社の報道を見てから、直接消防庁に問い合わせをしてみました。私たち、このような町で、財源もなく、御高齢の方も増えていて、災害に対して不安があります。防災無線が聞こえにくいんですけど、戸別受信機補助金とかないんでしょうかと尋ねたところ、この戸別受信機に関しては地方交付税の対象ですという回答でした。茨城県では、大洗町、堺町、小美玉市、日立市、稲敷市、河内町、ひたちなか市、土浦市、那珂市、石岡市、常陸大宮市、鹿嶋市が防災ラジオの戸別受信機を導入しておりました。

ただし、この地方交付税の対象となるには条件が一つありまして、全世帯に対して、全世帯じゃなくてもいいんですけども、無償貸与、貸与ですね、必ず返さなければいけないという条件です。理由として、役場の財産になるからということでした。ぜひ、地方交付税の対象という話なので、来年度に向けて予算化を検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 地方交付税、今年度までということになっております。来年度予算になると交付税措置がないということがございます。町のほうでも、防災無線をデジタル化した段階から聞こえがよくなるということで、その後、聞こえない人にはどうするのかということで、テレホンサービスを導入した経緯もございます。ここにきて、その戸別受信機という課題というか、要望があったことから、いろいろな面から検討しました。決して戸別受信機が悪いという結論ではなくて、一番効果的な、効率的なものは何か、総合的に判断していくと、行政アプリが一番よいのではないかと結論に達したものでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 防災に関しては、やはり住民の皆さんの命に関わる問題だと思いますので、ぜひそのアプリを導入される際には、住民の皆さんとの説明会を開いて、ぜひ住民の皆さんの声を直接聞くということを検討していただきたく思います。

続いて、住居の提供について、質問を移らせていただきます。

災害で自宅家屋が全壊、半壊して住めなくなった人に対して、一時住居として、利根町にたくさんある空き家などを一時住居として提供することは可能かどうか、また、検討されるかどうか、伺います。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。



○都市整備課長（飯田喜紀君） 住居の提供については、災害のために応急仮設住宅が必要な場合には、利根町地域防災計画により設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 答弁を聞いて安心しました。ぜひよろしく願いいたします。

では、最後の質問ですね、冠水場所への事前の対応について伺います。

私自身、3月議会で、中田切とニュータウンの冠水問題を取り上げさせていただいて、どうしたら解決できますかとお尋ねしたところ、県の事業でもあることから、なかなかすぐには解決できないだろうという答弁をいただきました。その際、では、防災の観点からいかがでしょうかと伺ったところ、土のうを積んで対処するという答弁をいただきました。その土のうは、今現在すぐに設置できる状態にあるのかどうか、伺います。

そして、もう一つ、冠水被害のひどいところでは、車が故障しないように、自宅から離れた水に浸からないところに車を移動させた方たちがいらしたと聞きます。今年また集中豪雨や大型台風が来ることを想定するならば、事前に冠水する地域の方たちに、車を一時的に避難をさせる場所を町が指定して、簡易駐車場として用意してみてもどうかと思っております。

今日、先ほど町長の答弁の中で、ニュータウンの方たちが自主的に車を退避させる場所を見つけていたというお話がありましたけども、町からここを簡易避難、車の簡易避難所として用意しましたとすれば、車上荒らしたとか、今、利根町に増えている車の盗難というところから、多少は安心するのかなと思うんですけども、2点、土のうの設置について、そして、車の退避場所について伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 土のうでございますが、旧東文間小学校に880袋、袋詰めして設置してありますので、災害の必要な場合には、そこから運び出して、役場で使う場合、それと、一般の方がほしいといった場合には対応できるようになっております。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 車の移動に関しましてですけど、ニュータウン地区に関しましては、地元の区長に、風の公園とか、公園に避難していただきたいということをお話しております。現在、自主的に、住民の方が車の移動を公園にしております。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 土のうについて、東文間小学校に用意されているということですので、安心いたしました。もし冠水するような台風被害を予測される際には、ぜひ速やかに準備をお願いいたします。

車に関しても、既に自治会長さんとお話されているということで、安心いたしました。

よくシビックプライド、郷土愛という話が出ますけども、本当に、今、利根町には、その郷土愛、シビックプライドというものを、皆さんに少しずつ浸透していただければいいかなと思います。先ほど花嶋議員も人口減少の話がされました。これから、利根町、やはり人口流出を防いで、少しでも多くの方に利根町に残っていただいて、逆に少しでも利根町のことを気に入っていただける方に移り住んできていただければなと思いますので、ぜひ、この郷土愛、シビックプライドを定着させるためにも、ほんの些細なことでもいいので、町の皆さんが利根町の職員さんに助けられた、このようなことを相談したら、親身に相談に乗ってくれた、また話をしに行きたい、相談に乗ってもらいたいという、本当に小さな小さな感謝の積み重ねだと思います。町はこんなことをしてくれる、町はこんなことをしてくれた、町はたくさん話を聞いてくれた。そのように小さなことの積み重ねで、町に対して、自分の町はこんなにいい町だよと誇りを持てるようになると思いますので、先ほど町長もおっしゃってございましたけども、行政と議会一つになって、住民福祉、福祉とは生活の豊かさや最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念のことを指します。ぜひ、行政と議会一緒になって、このシビックプライド、郷土愛を育むためにも福祉サービス充実させていただければ幸いです。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日9月5日及び9月6日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回9月7日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時05分散会